

第1章 計画策定の趣旨

第1節 背景と目的

わが国の高齢化は急速に進展し、平成23年4月における高齢化率は23.2%となっており、超高齢社会を迎えました。また、推計によると、平成50年（2038年）には36.6%と3人に1人が高齢者という状況が予測されています。

吉川市においては、平成23年4月現在で高齢者人口は11,384人、高齢化率は17.1%と全国平均に比べ低くなっていますが、団塊の世代の方たちが65歳に到達しつつあることから、今後はより急速に高齢化が進むことが想定されています。

このような状況の中、介護を必要とする方や高齢者福祉サービスを利用される方の増加が見込まれます。

第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第5期計画」と言います）は、高齢社会における介護保険制度の円滑な推進を図る施策と併せ、高齢者福祉施策の推進と見直しを行うことにより一体的な計画を作成し、その施策を推進することにより、高齢者がいきいきと暮らせるまちを目指すものです。

第2節 計画の法的根拠

吉川市介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定される市町村介護保険事業計画として、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものです。

また、吉川市高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定される市町村老人福祉計画として策定するものです。両計画は互いに調和がとれたものとする必要があるため、「吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

第3節 計画期間

第5期計画は、戦後のベビーブーム世代が65歳以上になる平成27年（2015年）の高齢者介護の姿を念頭において、平成18年度に行われた介護保険制度全般の見直しを受け、平成26年度の目標に向けての最終段階の位置付けとして、平成24年度から平成26年度までの計画とします。

